

平成31年度（2019年度）簡裁訴訟代理等能力認定考査

考 査 問 題

< 注 意 >

- 1 別に配布した解答用紙の該当欄に、受験地、受験番号及び氏名を必ず記載してください。
- 2 考査時間は、2時間です。
- 3 考査問題は、記述式です。
- 4 問題の解答は、所定の解答用紙に記載してください。解答用紙への解答の記載に当たっては、黒インクの万年筆又はボールペン（インクが消せるものを除く。）を使用してください。解答用紙の解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載がある場合には、その解答用紙の答案は、採点されません。また、解答用紙の筆記可能線の外側に解答を記載した場合には、当該筆記可能線の外側に記載された部分は、採点されません。
- 5 解答用紙に受験地、受験番号及び氏名を記載しなかった場合は、採点されません（考査時間終了後、これらを記載することは、認められません。）。
- 6 解答用紙は、書き損じても、補充しません。
- 7 不正行為があった場合には、その答案は無効なものとして扱われます。
- 8 考査問題に関する質問には、一切お答えしません。
- 9 考査問題は、考査時間終了後、持ち帰ることができます。

**第1問**（別紙）記載の〔Xの言い分〕及び〔Yの言い分〕に基づき、以下の小問(1)から小問(6)までに答えなさい。

なお、〔Xの言い分〕及び〔Yの言い分〕に基づいてX又はYが訴訟において主張をする場合には、当該主張は、平成31年3月1日の口頭弁論期日において陳述されたものとする。

**小問(1)** XがYに対して訴えを提起する場合の訴訟物を解答用紙の**第1欄(1)**に記載しなさい。

**小問(2)** 小問(1)の訴えに係る訴訟（以下「本件訴訟」という。）において、Xが訴状に記載すべき請求の趣旨（付随的申立ては除く。）を解答用紙の**第1欄(2)**に記載しなさい。

**小問(3)** 本件訴訟において、Xが主張する請求原因の要件事実を解答用紙の**第1欄(3)**に記載しなさい。

なお、いわゆる「よって書き」は、記載することを要しない。また、記載に当たっては、次の【記載例】のように、要件事実ごとに適宜番号等を付し、整理して記載すること（以下、**小問(4)及び小問(5)**において同じ。）。

【記載例】

- 1 Aは、平成〇年〇月〇日当時、本件土地を所有していた。
- 2 Bは、本件土地を占有している。
- 3 . . .

**小問(4)** 本件訴訟において、Yが主張する抗弁の要件事実を解答用紙の**第1欄(4)**に記載しなさい。

なお、抗弁が複数ある場合には抗弁ごとに分けて記載すること。

**小問(5)** 本件訴訟において、Xが主張する再抗弁の要件事実を解答用紙の**第1欄(5)**に記載しなさい。

なお、再抗弁が複数ある場合には、再抗弁ごとに分けて記載し、**小問(4)**において解答した抗弁が複数ある場合には、それぞれの抗弁に対する再抗弁かを明記すること。

**小問(6)** Xが、平成25年9月1日に電話でYとした会話の内容を立証する目的で、〔Xの言い分〕3のYとの会話の内容を録音した録音データを証拠として提出することが考えられる。この場合に、適切な証拠調べの手続はどのようなものが、解答用紙の**第1欄(6)**に記載しなさい。

**第2問** 第1問の設例において、XがYに対して訴えを提起する前に、Yは、Xの主張している債務が存在しないことの確認を求める訴え（以下「本件確認の訴え」という。）

を提起することとした。この場合に関する以下の小問(1)から小問(4)までに答えなさい。

小問(1) 本件確認の訴えに係る訴訟において、Yが訴状に記載すべき請求の趣旨(付随的申立ては除く。)を解答用紙の第2欄(1)に記載しなさい。

小問(2) 本件確認の訴えに係る訴訟において、Yが訴状において主張すべき請求原因の内容について、解答用紙の第2欄(2)に記載しなさい。

小問(3) 本件確認の訴えを提起した後、XがYに対し本件確認の訴えに係る債務の履行を求める反訴を提起した場合に、本件確認の訴えについて、どのような判決が言い渡されるか。結論及びその理由を解答用紙の第2欄(3)に記載しなさい。

小問(4) 仮に小問(3)の反訴の訴額が150万円であった場合に、Yの訴訟代理人である司法書士P(簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有する旨の法務大臣の認定を受けている。)は、司法書士法上、当該反訴に係る反訴状の送達を受ける権限を有するか。結論及びその理由を解答用紙の第2欄(4)に記載しなさい。

**第3問** 第1問の設例において、司法書士Q(簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有する旨の法務大臣の認定を受けている。)は、平成30年12月に開催された市役所の無料法律相談会において、Yから、XのYに対する請求について、Yが同年10月15日に受領した内容証明郵便を提示されて相談を受け、Yに対し、Yが採り得る方法について具体的に教示をした。この場合に関する以下の小問(1)及び小問(2)に答えなさい(ただし、各問は、独立したものとする。)

小問(1) その後、司法書士Qは、Xから本件訴訟の訴訟代理人になってほしいと依頼された場合に、これを受任することができるか。結論及びその理由を解答用紙の第3欄(1)に記載しなさい。

小問(2) その後、司法書士Qと同じ事務所に所属する司法書士R(簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有する旨の法務大臣の認定を受けている。)は、Xから本件訴訟の訴訟代理人になってほしいと依頼された場合に、これを受任することができるか(当該事務所には司法書士Q及びRのみが所属しているものとする。)。結論及びその理由を解答用紙の第3欄(2)に記載しなさい。

(別紙)

〔Xの言い分〕

1 私は、Aに売った時計の代金の支払について、友人であるYとの間でトラブルになっています。

私は、15年ほど前から、時計を趣味としており、腕時計や掛け時計など種類を問わず、また、古いものから新しいものまで、多数の時計を収集しています。

Aは、アンティークの家具や時計等の販売をしている株式会社ですが、株式会社といっても小さな会社で、代表取締役のaが一人で経営を取り仕切っていました。

2 aは、平成25年の夏頃、私のコレクションの一つである1900年代初頭製の懐中時計(以下「本件時計」といいます。)を見て、是非Aの商品として仕入れたいと言ってきました。私は、Aの信用に少々の不安があったので、aに対し、「この時計は売るとすれば40万円くらいしますが、代金の支払は大丈夫ですか。」と尋ねました。すると、aは、「もちろん代金の支払は大丈夫ですが、不安なら、Yを保証人としますので安心してください。」と言いました。

Yは、私とaの共通の友人で、Aと取引関係もあり、信頼の置ける人間でした。

3 そこで、私は、Aに対し、本件時計を売り渡すこととし、Aとの間で、平成25年9月1日午後3時頃、本件時計を代金40万円で売り渡すこと、本件時計は同年10月1日にXの自宅で引き渡すこと、代金は同月31日にXの銀行口座に振り込んで支払うこと、代金の支払を遅滞したときは代金支払期日の翌日から年1割の割合による遅延損害金を支払うことなどを内容とする売買契約(以下「本件売買契約」といいます。)を締結し、甲喫茶店で、契約書を交わしました。

契約書を交わした甲喫茶店には、Yは来ませんでしたが、本件売買契約の契約書には、「保証人は、本件売買契約に基づく買主の売主に対する代金支払債務について保証し、履行の責めを負うものとする。」との条項があり、あらかじめ、保証人としてYの住所が記載され、Yの署名・押印がされていました。

aから、「Yは、所用があるためここには来られないが、電話で話をしたいと言っている。」と言われたので、私は、Yに電話をかけて、Yに対し、保証人となることについて意思確認をしました。その際、Yは、「契約書のとおりよろしくお願いします。」と言っていました。なお、このとき、私は、とっさの判断で、携帯電話の録音機能を使い、Yとの会話の内容を録音しています。ですので、私とYとの間に、本件売買契約の契約書のとおりの内容で保証契約が成立したことに間違いはありません。

4 私は、平成25年10月1日に、本件売買契約の契約書のとおり、Aに対し、本件時計を引き渡しました。

しかし、同月31日を過ぎても、Aから、代金は支払われませんでした。

そこで、私は、同年11月5日、Aの店舗の様子を見に行ったところ、シャッターが閉まっており、「平成25年10月末日をもって閉店しました」との張り紙がされていました。すぐにAの事務所に赴きましたが、事務所には誰もおらず、「しばらく留守にします。」との張り紙がされていました。その後も、aの行方を捜しましたが、全く分かりませんでした。

私は、直ちに保証人であるYに対して代金を支払うよう請求することも考えましたが、Yとの関係を壊したくなかったため、しばらく様子を見ることとしました。

5 その後、Aは事実上の廃業状態のまま、代金を回収することもできないままでしたが、平成29年10月31日、街中で偶然aを発見しました。私は、aに声をかけ、事情を聴きました。すると、A及びaは、多額の借金を抱えており、夜逃げをして逃げ回っていたとのことでした。

私は、aに対し、本件売買契約の代金が未払になっていることを伝えると、aは、ずっと払えないままで申し訳なかったと述べました。そして、aから、「Aは、Xに対して本件売買契約に基づく40万円の代金債務を負っておりますが、これまで支払えなかったことについて深くお詫びをするとともに、今後、Xに対して、これ以上迷惑をかけぬよう、遅延損害金と合わせてきちんと支払っていく所存です。」と記載した念書を渡されました。このような場合でも、時効により債務が消滅するのでしょうか。

6 しかし、その後も、Aから本件売買契約に基づく代金の支払はなく、またaの行方も分からなくなってしまいました。そこで、私は、平成30年10月上旬、Yに対し、保証人として、本件売買契約の代金を支払ってもらえないかと聞きました。すると、Yは、私に対して「そんな保証などしていない！」などとひどい剣幕で怒鳴ってきました。

7 私は、Yに裏切られたと思い、平成30年10月14日、Yに対し、保証人として、本件売買契約の代金40万円及びこれに対する遅延損害金を支払うよう求める旨を記載した内容証明郵便を送付し、同月15日に、Yに到達しました。しかし、Yからの支払はなく、私は、Yに対し、訴えを提起することとしました。

8 Yの言うとおり、私は、平成29年2月1日、Bから、60万円を平成30年10月31日に返済する約束で借り入れています。また、平成30年10月5日に、Bから、この貸金債権をYに譲渡をした旨の内容証明郵便を受け取りました。

しかし、BがYに対してこの貸金債権を譲渡したことについては全く知りませんし、私とBの間では、借入れの際に、債権譲渡を禁止する旨の合意をしておりますので、そもそも債権譲渡はできないはずです。この合意は、当然Yも知っているはずです。

9 以上のとおりですから、私は、保証人であるYに対し、本件売買契約の代金40万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めます。

〔Yの言い分〕

- 1 私は、かつての友人であるXから、身に覚えのないお金を支払うよう要求されており、大変困っています。

Xは、時計が趣味で多数の時計を保有しており、会う度に自慢話を聞かされています。

Aは、アンティークの家具や時計等の販売をしている株式会社で、私とXの共通の友人でもある代表者のaが一人で経営を取り仕切っていました。

- 2 私のところに、平成30年10月15日、Xから、保証人として、本件売買契約の代金40万円及びこれに対する遅延損害金を支払えと記載された内容証明郵便が突然届きました。この内容証明郵便を読むと、XがAに対して平成25年9月1日に代金40万円で本件時計を売ったこと、私が保証人となってその代金債務を保証していることなどが記載されていました。しかし、全く身に覚えのないことでした。

すぐにXに連絡をし、契約書のコピーを送付してもらい、これを見ましたが、契約書に記載されている保証人欄の署名・押印は、私がしたものではありません。印影は私の持っているはんこによるものではありませんし、署名も、私の筆跡とは異なります。この署名・押印は、何者かによって偽造されたものではないでしょうか。

なお、Xは、契約書を交わす際に、私と電話で話をしたと言っているようですが、私は、その日にXと電話で会話をした記憶はありません。何かの間違いではないでしょうか。本当はaに問いただしたいところですが、aは行方不明でそうもいきません。

- 3 そもそも、本件売買契約の代金の支払期日から5年以上も経っています。私が保証人かどうかにかかわらず、既に代金支払債務は時効にかかっていると思います。

- 4 Xがこのような請求を突然してきたのは、次のような事情からではないかと思います。

実は、Xは、平成28年末頃から生計が苦しくなっており、平成29年2月1日に、Bから、弁済期を平成30年10月31日として、60万円を借り入れていました。Bは、弁済期にXからこの貸金債権を回収することができる見込みが薄かったため、Xの友人である私に対し、平成30年10月1日、BのXに対する60万円の貸金債権を代金50万円で売却し、譲渡しました。Xは、Bとの間で、この貸金債権の譲渡を禁止する合意をしていたと主張していますが、私は、そのような合意があることは知りません。

Bは、Xに対し、平成30年10月4日、この債権譲渡を内容証明郵便で通知し、同月5日にXに到達しています。Xは、この通知を見て、借入金60万円を返済したくないと思い、私に対する債権をでっち上げ、不当な請求をしてきたのだと思います。仮に私とXとの間で保証契約が締結されていたと認められる場合には、私は、Xに対して有する60万円の貸金債権と相殺します。

- 5 以上のとおりですから、Xの請求には応じられません。